

(厚生労働委員会)

特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済する

ための給付金の支給に関する特別措置法の一部を改正する法律案(衆第三四号)(衆議院提出)

要旨

本法律案は、特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法(以下「特別措置法」という。)に基づく給付金の支給の請求の状況等に鑑み、給付金の請求期限の延長等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 給付金の請求期限

給付金の支給の請求期限を五年間延長し、次に掲げる日のいずれか遅い日までとする。

1 特別措置法の施行の日から起算して十年を経過する日(平成三十年一月十五日)

2 損害賠償の訴えの提起又は和解若しくは調停の申立て(その相手方に国が含まれているものに限る。)

を平成三十年一月十五日以前にした場合における当該損害賠償についての判決が確定した日又は和解若

しくは調停が成立した日から起算して一月を経過する日

二 追加給付金の支給対象者

追加給付金の対象となり得る期間を十年間延長し、追加給付金の支給対象者を、給付金の支給を受けた特定C型肝炎ウイルス感染者であつて、身体的状況が悪化したため、当該給付金の支給を受けた日から起算して二十年以内に新たに次に掲げる者のいずれかに該当するに至つたものとする。

1 慢性C型肝炎が進行して、肝硬変若しくは肝がんに罹患し、又は死亡した者

2 慢性C型肝炎に罹患した者

三 施行期日

この法律は、公布の日から施行する。